

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市立図書館利用者カード(個人)の交付
根拠法令及び条項	那覇市立図書館条例施行規則第7条第1項
審 査 基 準 那覇市立図書館条例施行規則第6条に該当する者の申請であることを基準とする。 基準条項 (個人貸出) 第6条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、市内に居住又は通勤若しくは通学する者とする。ただし、館長が特に必要と認める者については、この限りでない。 館長が特に必要と認める者とは、次に掲げる者をいう。 市内に居住又は通勤若しくは通学する者以外で 本市に固定資産を所有している者 申請日から2週間以上本市に滞在する者 沖縄本島内の図書館のない市町村民 根拠条項 (貸出しの手続) 第7条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、所定の事項を記載した個人貸出登録申込書を館長に提出し、那覇市立図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)の交付を受けなければならない。この場合において、館長は、前条に定める条件を証明する書類等の提示を求めることができる。	
標準処理期間	即日
所管部署	生涯学習部 中央図書館(098-917-3449)
更新日	平成27年4月1日